

## A I J問題対策特別プロジェクトチーム設置要綱

### 1. 目的

平成24年2月24日に、金融庁が、金融商品取引法違反の疑いで業務停止命令と業務改善命令を行ったA I J投資顧問株式会社(本店：東京都中央区)に対しては、多数の厚生年金基金等が年金資金の運用を委託しており、今後の厚生年金基金等の財政への影響も懸念される。

このため、A I J問題に係る厚生年金基金等の運用体制や今後の運用のあり方等についての調査及び検討を行うため、年金局内関係課から構成されるプロジェクトチームを設置する。

### 2. プロジェクトチームの構成

- (1) 年金局内に、年金局長を長とするプロジェクトチームを設置する。
- (2) プロジェクトチームに主査、主査代理及び副主査を置く。
- (3) 主査は年金局長とし、主査代理は大臣官房審議官(年金担当)とする。
- (4) (3)に掲げる者のほか、プロジェクトチームのメンバーは別紙の職にある者とする。

### 3. プロジェクトチームの業務

プロジェクトチームは、A I J問題に係る厚生年金基金等の運用体制や今後の運用のあり方等についての調査及び検討を行う。

### 4. 事務局

- (1) プロジェクトチームに事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長を置く。
- (3) 事務局長は年金局企業年金国民年金基金課長とする。
- (4) (3)に掲げる者のほか、事務局員は事務局長の指名する者とする。
- (5) 事務局の庶務は、年金局企業年金国民年金基金課において処理する。

### 5. 設置日

本プロジェクトチームは、平成24年3月5日に設置する。

### 6. その他

前各号に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関する事項その他必要な事項は、プロジェクトチーム主査が定める。

別紙

主査 : 年金局長

主査代理 : 大臣官房審議官（年金担当）

副主査 : 年金局総務課長

メンバー : 年金局企業年金国民年金基金課長 ※ 事務局長

年金局参事官（資金運用担当）

年金局企業年金国民年金基金課基金数理室長